

バーナード権威概念と官僚制論 (1)*

篠崎 恒夫

- 1 序
- 2 バーナードの権威概念
- 3 ヴェーバー官僚制の論理 (以上本号)
- 4 官僚制の組織論的意味
- 5 バーナードの法社会学的情況
- 6 結 論

1 序

バーナードは、「オーソリティー」の源泉に関していわゆる「受容理論」をとるとされる。その立場は、かれの主著⁽¹⁾「序」において、「組織の一般的特質に対する研究を妨げていたものは、おそらく国家と教会の本質に関する長い思想史であろう。この思想の中心は権威の起源と本質に関するものであって、そこから出てきた法律万能主義が社会的な諸組織の本質的事実を認めさせないのである」(xxix, 39頁)⁽²⁾と述べ、法律学説と組織理論の相克に遭遇したことを認める。これは「公式権限説」からの乖離を示すものであり、かれが更にその相克の克服をエールリッヒの『法社会学の基礎理論』⁽³⁾から「すべての法律は社会

原稿受領日 1978年11月14日

* 本稿は、日本経営学会第51回全国大会(1977年10月8日)において行なった報告「法社会学と権威概念」に加筆したものである。

(1) C. I. Barnard, *The Functions of the Executive*, 1968, 30th anniversary ed. 山本, 田杉, 飯野共訳『新訳経営者の役割』ダイヤモンド社, 昭和43年。

(2) 本文中にこの主著に限って、(原著頁, 邦訳頁)と注記する。なお、バーナードに限らず、訳文については、邦訳を十分に参照させて載っているが、その通りではないこともあるので、筆者の責のものとする。

(3) E. Ehrlich, *Grundlegung der Soziologie des Rechts* (Dunker & Humboldt, 1913), Trans. by W.L. Moll, with an introduction by R. Pound, *Fundamental Principles of the Sociology of Law* (Cambridge: Harvard Univ. Press, 1936)

的に組織づけられているとの人々の公式的、および非公式的な理解から生ずる。また、かかる慣行と理解が、実定法として定式化され、立法府によって公布されるかぎり、『法律』はたんに定式化にすぎない」(xxx,39~40頁)との命題を抽出するに及んで、更にその差は明らかなものとして示される。

ところで、かかる「受容理論」における権威の源泉と本質に関して、近時、ヴェーバーの説く官僚制との対応ないし類推において「受容理論」解釈をなさんとの動きが見られる⁽⁴⁾。そこから惹起される問題はさしあたってつぎの三つとなる。その一つは、バーナードは処々で主著形成時に関接した人名を挙げているにも拘らず、ヴェーバーの名は主著に関する限り見うけられない。もし、このような解釈の可能性があるとすれば、それはいかなる点で、いかなる論理において可能であるのかが明らかにされねばならない。二番目の問題は、一とのからまりにおいてであるが、バーナード自身が組織本質理解において、エールリッヒを参照したことが有益であったと語っているのにもかかわらず、官僚制理解を導入介在させるのは、比較論的にみて何らかの積極的理由がなければならぬ点である。第三の点は、一、二に先立って、本来的には予備作業としてなされねばならない事柄であるが、可能性としてのヴェーバー官僚制論の流入ないし影響は、いかなるルートで、いかになされたかの問題である。紙巾の制約上、本論ではこのうち特に一と二を取上げて論ずる。初めに、バーナード自身の権威概念がどのような論理を示すのかの確認がなされねばならない。その

(4) たとえば、三戸教授は、その著『官僚制』にあつて、組織世界における「手段の目的化」・「目的の手段化」の概念の解明こそ、マルクスの理論の根源たる疎外論ならびに、ヴェーバーの合理性それ自体が人間世界にもつ意味の究明と一連の脈絡をもつ課題であると把握され、バーナードの論ずるところは、かかる把握を楽に可能にさせるだけの広さと深さ、読込みの可能性をゆうにもっていると評価される。三戸公『官僚制』未来社、1973、291頁。

また、小泉教授は、組織の権威自体が、それを正当なものとする一般社会の通念に基本的に依存していると「無関心圏」の理解に触れ、バーナードが、ヴェーバーの正当性の信念をも十分考慮していることの可能性を示唆される。ただし、教授の場合は、バーナードは、誤解の生じ易い権力概念を慎重に避け、責任とリーダーシップの裏付けある組織伝達上の問題であることを明確にしている点を指摘される。小泉良夫稿『管理革新の基礎(1)―バーナード権威論の展開―』〔経済学研究〕(北海道大学)第24巻第2号、216~9頁。

次に、官僚制を論ずるのであるから、バーナードの理論レベルとヴェーバーのそれとのかみ合いを知らねばなるまい。⁽⁵⁾

2 バーナードの権威概念

バーナードの権威概念の叙述は、つぎのような「現実の情況」の認識から始まる。すなわち、「さて、権威に関して一般的に観察されるはなはだ重要な事実は、特定の場合にいかにか権威がないかということである。権威に効果がないために、その違反が当然のこととみなされ、その包含する意味が考慮されもしない」(p.161,169頁)。このように権威に効果がないことから、葬り去られもしないが守られもしない、死せる法律、規定、規則とか周到に無視された明白な違反とかが現象し、反面、その権威を憲法に規定されていない民主、共和両党のごとき肝要な慣行、重要な制度もある。かかる情況は、法律、政治の分野にとどまらない。教会にあっては、モーゼの十戒や、戒律や禁令が、教会の公式的権威を認めると告白する人々によって繰り返し違反されている。上述のような違反や無視が直ちに、すべての市民が法律を守らず、権威に反抗的であったり、キリスト教徒がすべて神を認めないという事実を物語るのものであるかというところではない。市民は大体においてよく統治されており、また、信者も教会の戒律によって大いに制約されているのである。要するに、特定の法律の個々の市民による遵守や違反は、特定状況下における個人の決めるところであり、特定の戒律の違反は、特定時所の信者の決めるところである。

ここに、広義の社会的規範と特定状況下における個人との位置関係が認識さ

(5) 筆者は先に、バーナードの系譜を扱った論文(『バーナード組織論の方法論的系譜の一考察—1930年代アメリカの関連領域をめぐって—』「商学討究」第27巻第3・4号)において、エールリッヒの位置づけを試みた。そこでは、バーナードとパーソンズとの関りについては言及しなかったが、官僚制問題となれば1937年の“*The Structure of Social Action*”の中でヴェーバーを扱っているパーソンズを無視することは出来ない。しかし、本稿では紙巾の関係でパーソンズに触れることは出来なかった。なお、パーソンズの当時の情況については、かれの新しい論文集“*Social Systems and the Evolution of Action Theory*,” Free Press, 1977の自伝が興味深い。それによると処女作の草稿は2年位前に出来上っていて(p.25)、ヘンダーソンには詳細に目を通して貰った(pp.29~30)という。

れ、そこからバーナード特有の権威概念がつぎのように導出される。すなわち、「権威とは、公式組織における伝達（命令）の性格であって、それによって、組織の貢献者ないし『構成員』が、伝達を、自己の貢献する行為を支配するものとして、すなわち、組織に関してその人がなすこと、あるいはなすべからざることを支配し、あるいは決定するものとして、受容するのである」（p.163, 170頁）。この定義を構成するのは、構成員が組織と取結ぶ貢献の行為ならびに伝達関係の二契機である。前者は、バーナード組織論の基軸をなす契機であって、個人が集団をなす際の関与形態の規定であり、個人の貢献行為と組織の誘因提供が対応する側面である。後者は、個人行為が組織形成へと転化する組織の三成立要件⁽⁶⁾の一つに該当する。法律や戒律などの社会規範が、ここでは命令者と受令者との間の伝達行為として捉えられ、権威の確認がつぎのように具体化するのである。すなわち、「もし、命令的な伝達がその受令者に受け入れられるならば、その人に対する伝達の権威が確認あるいは確定される。それは行為の基礎と認められる。かかる伝達の不服従は、彼に対する伝達の権威の否定である。それゆえこの定義では、一つの命令が権威をもつかどうかの意思決定は受令者の側にあり、『権威者』すなわち発令者の側にあるのではない」（p.163, 171頁）。つまり、命令が発令されて形式的伝達手続が設定されても、受令者によって自らの行為を支配するものとして実質的に受容されないかぎり、伝達の権威は確定されないというのである。

ただし、かかる伝達を受容が無条件でなされるのではないことは、つぎに掲げる受容の4条件に明らかである。すなわち、(1)伝達が理解しうる性質のものであること、(2)伝達を受令者が組織目的と矛盾しないと信ずること、(3)伝達が自己の個人的利害と両立しうると信ずること、(4)伝達に心身ともに従うること、がそれである。（p.165～6, 173～4頁）。人はこれら4条件が同時に満足されてはじめて伝達を権威あるものとして受容するのであるが、これら4条件

(6) 協働（貢献）意欲，共通目的，伝達の三つを指す。詳細は第7章第1節。ここでは、意欲は「克己，人格的行動の自由の放棄，人格的行為の非人格化」が意味されており，個人的動機が共通目的へと転化する際の精神的緊張が含意されている。（p.84, 87頁）。

が意味するのは、伝達の発令受令関係における受令者の存在態様である。すなわち、伝達が伝達として意味を持つための前提条件として、先ず、その伝達が受令者によって、理解されることである。正当な理解ならびに解釈がなされない伝達は、いわば、単なる記号の受渡しの類であり、それは伝達の体をなさないというのが伝達一般の本質である。ついで、受令者の観念にあって、伝達の中身が自ら考える組織目的と矛盾しないと確信する過程の必要性が強調され、さらに、誘因と貢献のバランスにおける過重負担を含む伝達が、不服従とか組織からの自発的離脱を惹起することが論ぜられる。最後に伝達に従って行動するという精神的肉体的能力が本人に備っていることが必要である。

ところが、受容はさらにつぎのような個人の意思決定に際しての状況条件を必要とする。すなわち、通常なされている意思決定は上述4条件を満たして行なわれるのみならず、各個人の心的態度の条件満足が達せられなければならない。つまり、各人の心的態度にはそれぞれ個有の「無関心圏 (zone of indifference)」が内包されているのであるが、この無関心圏は、個人の心的態度の一定の社会通念的領域を指す。つまり、(1)その圏内に入る命令は、その権威の有無を意識的に反問することなく受容しうるものであり、(2)個人の貢献と誘因に関する組織利害が、個人の主観的態度に、無関心圏の安定性を維持するような影響を与える類のものである。無関心圏は社会通念的なものである故に、個人が組織に参加した当初からこの領域は存在し、その広さは、誘因と犠牲の関数として決定される。云うなれば、誘因が犠牲を超過する度合いが大きければ広まり、辛うじて誘引されている人の命令受容圏は極度に制約されるのである。

一方、個人と組織の利害関係にあっては、伝達の全面的拒否は、個人が組織から享受する純利益の存在そのものを危くする故に、権威の否定そのものが、自らにとって脅威と化してしまふ構図を想定することが出来る。その場合、個人は無関心圏内にある命令の権威を維持しようとする「積極的な個人的関心」(p.169, 177頁)をもたざるを得ないのである。バーナードは、この関心の維持は主として非公式組織の機能としてなされるとして捉える。彼は云う、「それは一般に『世論』『組織意見』『兵卒感情』『集団態度』などの名で呼ばれ

ている。かように非公式に成立した共同体の共通感 (common sense of the community) は、人々の態度に影響を与え、彼らに、無関心圏あるいはそれに近いところにある権威を個人として問題にすることを忌避させる。この共通感を形式的に述べたものが、権威は上から下へ下降し、一般的なものから特殊なものにいたるといふ仮構 (fiction)⁽⁷⁾ である」 (pp.169~170, 178頁)。

ここで云う共通感の形式的叙述としての仮構は、バーナードが、「上位権威の仮構」とよぶものであり、命令に接した個人に関してつぎのような作用をなす。すなわち、「この仮構は、ただ上位者からの命令を受容れやすくする予想を個人間に確立するのであるが、人格的屈従感を招くこととか、同僚間での人格的、個人的地位を失うことなしに、かかる命令を問題とすることを避けさせるのである。かくて、受容可能な伝達のみが一般に発せられるように注意が払われている場合には、それらの伝達の大部分は、個人の無関心圏に入る故に、貢献者は自ら進んで伝達の権威を維持しようとする。また、共同体意識が殆んど貢献者の動機に影響を与える場合も大抵そうである。この意識の実際の手だてが上位権威の仮構であり、一般に個人的問題を非人格化しているのである」 (p.170, 178頁)。このように個人的意識が仮構のメカニズムを通して非人格的構造を持つようになり、それが組織内で現象化すると、伝達の客観的性格の

(7) 一体、「仮構」(fiction)とは何であろうか。ヒューズ (H. Stuart Hughes) はマッハやハイフィンガーなどの仮説および便利な虚構 (fiction) による思考は、実証主義と反実証主義との対立からぬけ出るひとつの道を提供したものであるという。かれによれば、パレートの場合、科学のカテゴリーに対する伝統的顧慮が多すぎてのちの研究者を満足させるほどには、このアプローチを社会の研究へ適用することはできなかった。一方、ヴェーバーの *Idyaltypus* は、ハイフィンガーのいう科学における虚構という観念とほぼ同じもので、十分な内面的首尾一貫性を得ているという。

ハイフィンガーは、虚構が人為的なものであって、たんなる補助的な構成物、迂回的なアプローチ、あとでとりのけられる足場であるのに対して、仮説とは、将来において決定的に確立されることを予想している点で両者を区別する。かれは、プラグマティズムが有用さと真理とを同等に見るのに対して、虚構主義にあっては、その二つは別々の問題であるとする。つまり、ある観念が明瞭に誤りでありながらもかかわらず「実際的な大きな意義」をもつことがあるというのである。H. S. Hughes, *Consciousness and Society—the reconstruction of European social thought 1890-1930*, A. A. Knopf, 1958, 生松・荒川訳「意識と社会」みすず書房 1970, 72~76頁。

表れとしての調整体系となり、具体的には、職位の権威とリーダーシップの権威の二つが指摘される (pp.173~4, 182頁)。かかる客観的権威がなぜ必要であるかといえ、バーナードはそれに対して二つの組織上の理由で答える。すなわち、その一つは、上位権威の仮構が、非人格的な組織的決定をする責任を個人から上方へ、すなわち組織へ委譲する過程であって、個人が組織内にあって自己の行為に対する責任を取りたがらないという人間の性向からその必要性が生ずるものである。第二は、これが、個人の組織に対する意図的な利害の衝突を抑えて、重要なのは、組織の利益だという非人格的な警告を突きつけるからである。

最後に、かかる客観的権威の維持について触れれば、それは、上位権威の仮構を支持するに充分であるとともに、無関心圏を実現せしめるものであるが、そのためには、一方で、個人の協働的態度が必要であり、他方で、伝達体系の適切な運用が条件となるのである。ところで以上を顧るならば、バーナードの権威の論理が強く協働に参加し、かつ形成する個人の態度に依拠していることが分る。とともに、それだけでは現実の組織状況を説明し得ない故に、伝達の性格の客観化として客観的権威の論理で組織伝達の管理過程を説明する。かれの客観的権威の論理は、まさに「上位権威の仮構」の上に樹てられたものであるが、「仮構」なる言葉は論理上のものであって、誰にも分る (overt) 行為を説明するものとして用いられている。とともに、かれは「権威」ほど「リアル」なものにはないと述べ (p.170 footnote, 178頁注(5))、「仮構」を個人の心的態度と客観的組織現象を媒介する双面的なものとして用いているのである。

ところで、用具としての「仮構」は、バーナードにあっていかなるものとして概念設定されているかを問うことは、少なくとも権威概念の構造にあっては、「戦略的」な重要性をもつと考えたい。かれは、主著の付録として『日常の心理』なる講演録⁽⁸⁾を載せているが、かれはそこで、日常現象の精神的側面に関っ

(8) 本講演は、ローウェル講演の前年に、プリンストン大学の工学研究所で行なわれたものであるが、主著の「序」によれば、その頃から組織理論についての構想をもっていたことを知りうる。

なお、本講演については、高沢十四久稿『バーナード理論理解のための一考察』愛知学院大学論叢「商学研究」第22巻第1・2号参照。

て、論理的推理 (logical reasoning) の限界性を指摘し、そこにこの仮構を位置づけるのである。⁽⁹⁾つまり、非公式組織のコミュニケーションにおける非論理的精神過程の論理と仮構とが、官僚制理論を組入れるための結節的装置となっている。言換えれば、かかる媒介環の存在によって初めて、個人の内面過程と公的な官僚制構造が結びつけられるのである。その可能性は、バーナードにあって、「仮構」を、「理論的推理によっても実験的証拠によっても基本的命題の真実性が証明されないことが認められていても、それが真実であるとする主張」(p. 314, 328頁)と概念設定することによって確保される。

(9) 講演録でバーナードは、日常現象が科学の諸領域(神経学、心理学、論理学、認識学、形而上学、その他社会諸科学)において取上げられていることを前提として、むしろそこで論ぜられない精神的過程の論理性ないしはそれにもまして非論理性を強調する。日常心理の「論理的過程」とは、言葉とか他の記号によってあらわされる意識的思考、すなわち論理的推理を意味する。他方、「非論理的過程」は、言葉ではあらわせない、あるいは推理として表現できない過程であって、判断、決定あるいは行為によって知られるにすぎないものである。非論理過程は、無意識的過程であり、複雑・迅速であるが故に、当の本人でさえもしかと分析しがたいものである。非論理過程は、無意識的にわれわれの心に植えつけられる生物的条件ないし要素、もしくは物的、社会的環境によって条件づけられ、あるいは、多少とも意識的な努力と研究によって内実化する事実、様式、概念、技術、抽象的心象、いわゆる公式的知識とか信念の集合からも成立する。パレートの『一般社会学』での、古今を通じての社会制度が非論理的な動機を基礎としているとの指摘は、日常、「論理的過程」に対する過信が、種々の困難を生ぜしめているとの認識とまさに符合するものである。(pp.301~5, 313~8頁)

かかる非論理過程の強調と相俟って、論理的推理との関りにおいて「仮構」が論ぜられる。すなわち、従来、推理に関する誤った意見の根底には同じく「仮構」に関する誤解があった。バーナードの考える「仮構」には、一方で、数学、論理学、物理学などで云う公理、自明の理、公準、承認、仮定、仮説、「当然」の事実などがあり、他方、社会的分野では、だれもが法律を知っているとする「推定」、人民の「意志」、法人の「人格」、組織命令の「不過誤」(すなわち論争の余地のないこと)が挙げられる。これらの仮構には、真実性を証明されていないものもあれば真実でない知られているものもあり、論理的に矛盾している他の仮構と併存していることもあるのである。これらの仮構に変差が生ずるのは、仮構が、一方の極に真実性の可能性を有し、他極に有用性を有するからである。『仮構が便宜的でありしたがって必要なものである』(p.314, 329頁)とのダンチヒの言葉にあるように真実性との関りにおける仮構の便宜性、有用性の意義は大である。したがって、仮構の範囲、有用性および真実性の変差の域は非常に広いものとなる。そこにおいて通常の事柄における仮構と科学の偉大な仮構、すなわち、基本的な公準を区別する基準は、論理的基礎が欠けているかどうかよりは、その範囲と目的である(pp.314~5, 328~330頁)。

そこで、次のわれわれの課題は、一体、官僚制というとき、いかなる論理が軸となっているかを明らかにすることであろう。ヴェーバーの論述に従いながらその責を果そう。

3 ヴェーバー官僚制の論理

本稿の序においても触れたように、バーナードがヴェーバーの官僚制論を直接参照したかどうかは明らかではない。したがって、われわれの現在なしうる仕事は、両者の理論の方法と論理構造の対比に留る。

ところで、官僚制といっても、それがいかなる方法的基礎の上におけるものを問わずして論ずることはできない。周知のように、ヴェーバーの場合、幾つかの方法的指標を挙げる事が出来ようが、ここで関りを持つのは、「理解」と「理念型」のそれであろう。かれの「理解社会学」が対象とするのは「行為」であるが、その「行為」は「行為一般」としてではなく、「社会的に、意味のある、理解可能な行為」として捉えられている。「社会的」とは、行為者の主観的意味が他の人々の行動と関係を持ち、行為過程がそれによって方向づけられる場合である。⁽¹⁰⁾人間の行為の「社会的」・「意味」における把握にあって、理解の「明確性」が追求されねばならない。行為への非合理的な感情や錯誤の

(10) M. Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5 revidierte auflage, 1976, (以下 *WuG*) 清水幾太郎訳「社会学の根本概念」岩波書店。(以下、清水訳と略)。すなわち、「『行為』とは、単数或いは複数の行為者が主観的な意味を含ませている限りの人間行為を指し、活動が外的であろうと、内的であろうと、放置であろうと、我慢であろうと、それは問うところではない。しかし、『社会的』行為という場合は、単数或いは複数の行為者の考えている意味が他の人々の行動と関係を持ち、その過程がこれに左右されるような行為を指す」(S. 1, 8頁)。ここでの「意味」は、「客観的に正しい意味」とか「形而上学的に解明された真なる意味」ではなく、あくまでも「行為者が主観的に考えている意味」を意味し、法律学、論理学、倫理学、美学などのような規範科学で取扱う意味とも異なるのである。ただし上述のように、社会のすべての行動を同一の意味レベルで論ずる訳にはいかぬから、(1)行為者が実際に主観的に考えている主観的意味と、(2)概念的に構成された純粹類型において、類型として考えられた単数あるいは複数の行為者が主観的に考えている意とに場合分けして対象化し、さらに前者については、a. ある歴史上の個別ケースにおける一人の行為者の場合と、b. 多くのケースを通じての多くの行為者の場合とに別けるのである (S.1, 9頁)。

影響を解明するため純粹目的合理的行為を観念的に構成する類型的方法、すなわち「理念型」が用いられる。それは次のようである。「純粹目的合理的行為には明確な理解可能性と合理性に基づく明白性とがあるため、純粹目的合理的行為を観念的に構成することは、類型（『理想型』）として社会学に役立ち、感情や錯誤など、あらゆる非合理性の影響を蒙る現実の行為を、純粹合理的行動に期待される過程からの『偏向』として理解させるものである⁽¹¹⁾」。われわれが当面の課題とする官僚制概念も、正当的支配と称される社会的行為の三つの

(11) WuG, S.3, 清水訳, 12頁。かれは、この引用に続いて、「以上のような意味においてのみ、また、以上のような方法上の便宜という理由によってのみ、理解社会学は合理主義的なのである」(S.3, 12頁)と主張するとともに、仮説とテストに触れ、「すべての仮説と同じように、理解的意味解釈も、事実的過程の結末という結果によってテストされることを忘れてはならない」(S.4, 18頁)を検証過程の必要性を説く。しかし、仮説に対するテストが、「多くの点で不完全たるを免かれなないのである。こういう場合は、余儀なく、仮説の著しい合理的明確性という根拠に頼らざるを得ないものである」(S.5, 16頁)とテストの限界を指摘する。因みに、「研究にとっては理想型的概念は帰属判断を教え込む。それは『仮説』ではなく、仮説の構成に方向を指示する。それは現実的なものの叙述ではなく、叙述に対して明確な表現手段を与える」(M. Weber, *Die "Objektivität" sozialwis-enschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis*, 1914, 富永, 立野共訳「社会科学方法論」岩波, 73頁: 傍点邦訳)のものであり、かつまた、「具体的な文化現象をその連関、その因果的制約性並びにその意義において認識することに対する効果という標準があるのみである。それ故に、目標としてではなくて手段として、抽象的理想型の構成は考えられるのである」(76頁)と歴史的事実の認識に関わる理念型概念の価値関係を明らかにする。これ迄に見られるごとく、ヴェーバーの理念型は合理的思考における効果性、手段性、便宜性が強調される。かといって、ハイフィンガーのように「捨てざるべきもの」(注(7)参照)として割切られていない。いずれにせよ、経験的に吟味され検証されるべき仮説とは区別されていることだけは明らかにしえよう。

ところで、類型としての理念型が、社会学的基礎範疇の域を出て、このような歴史認識において取上げられるに至るや、歴史とそれを構成する特殊個体との闘争対立に直面せざるを得なくなる。その時、それらを取扱う科学にあっては、「すべての理想型的構想の暫定性と、だが同時につねに新たな理想型的構想の不可避性とその任務の本性に横はっているのである」(同96頁)とされ、理念型のらせん的循環が示唆される。このことは言い換えれば、「理念型概念の構成それ自体が社会科学的研究の成果であるが、同時にその成果が歴史的分析の出発点になる」という重層的機能を帯びていることになる。佐藤慶幸著「官僚制の社会学」ダイヤモンド社, 112頁参照。

純粹型（合法的支配，封建的と家産的とを含めた伝統的支配，カリスマ的支配）の一つに属し，ある意味では具体的な歴史現象でありながら，他面ではこのように「極めて完全な意味適合性を含む，矛盾のない統一体⁽¹²⁾」として捉えられる。

ついで，このような支配型を形成する個人というもの，ならびにその社会的行為の関連を見よう。ヴェーバーにあっては，「自分の行動には意味の判る方向がある，というような行為」は，「つねに一個人或いは多くの個人の行動としてのみ存在する」⁽¹³⁾のである。すなわち，諸個人だけが意味ある方向を含む行為の理解可能な主体たり得るのである。行為の主体としての集団的人格なるものは存在せず，国家，協同組合，株式会社，教会，軍隊，夫婦などのいわゆる社会集団が問題になる場合でも，それらは，諸個人の現実の社会的行為や，可能性として観念的に構成された社会的行為の特定の過程を意味する⁽¹⁴⁾。したがって，問題として捉えられるのは，それらの諸個人が織りなす「双方の行為の相互関係」であり，「明らかに意味内容が相互に相手を目指しているような行為がかつて行なわれたことがあり，現に行なわれつつあり，やがて行なわれるであろう，その可能性⁽¹⁵⁾」において諸個人は「社会的関係」を有するのである。かかる社会的行為は，それを駆動する動機をメルクマールとして4種類に定義づけられる⁽¹⁶⁾。(1)目的合理的行為（外界の事物ならびに他の人間の行動にある予想をもち，この予想を自分の目的のために条件や手段として利用する行為），(2)価値

(12) WuG, S.10, 清水訳, 32頁。ここで云う「意味適合的」とは，人間行動の動機に関して説かれる基礎概念である。すなわち，「動機」が，「行為者自身や観察者が或る行動の当然の理由と考えるような意味連関」を指すとき，「行動の諸部分の関係が，思考や感情の平均的習慣から見て，類型的な（普通は，『正しい』という）意味連関と認められる程度の連関性ある過程を辿る行動のこと」である（S.5, 19～20頁）。

(13) WuG, S.6, 清水訳, 22頁。

(14) WuG, SS.6～7, S.13, 清水訳, 22～23頁, 43頁。

(15) WuG, S.13, 清水訳, 42～43頁。なお，定義によれば，「社会的『関係』とは，意味内容が相互に相手を目指し，それによって方向を与えられた多数者の行動のことを指し」，「偏えに，意味の明らかな方法で社会的行為が行なわれる可能性」のことであり，「この可能性が何に基づくかは，差当っては問題ではない」とされる WuG, S.13, 清水訳, 42頁。

(16) WuG, S.12, 清水訳, 39頁。

合理的行為（倫理的、美的、宗教的などの絶対的価値に対する結果を度外視した意識的信仰による行為）、(3)感情的、特にエモーショナルな行為（直接の感情や情動による行為）、(4)伝統的行為（身に着いた習慣による行為）がそれである。かかる社会的行為は、もちろん、それ独自で純粹に表われることもあるが、主観動機の置かれる状況によっては互いに複合したり、あるいは移行したりして現象する。この現象の過程が類型的に同じ主観的意味をもつ場合、行為の事実上の規則性が見られる。この可能性としての規則性が、動機づけられる態様によって、「習慣」(Brauch)、「習俗」(Sitte)、「慣例」(Konvention)、「法」(Recht)と区別される⁽¹⁷⁾。

ところで、この規則性に関して、社会的行為がある原則で方向づけられているとき、その社会的関係の意味内容は、「秩序」と称され、関係者からしての、「正当なる秩序」の存在するという「観念」による行為の方向づけが見られるのである⁽¹⁸⁾。こうした方向づけは、習俗や利害状況によって生ずる単なる規則性以上の意義を有するのであり、その点において習慣ならびに習俗と慣例および

(17) この規則性は、一人の行為者に繰返し現われる場合もあれば、広く多くの行為者に同時に現われる場合もある。この規則性がある人々のなかで存在する可能性がただ現実の「行動」(Übung: 清水訳、原義は単なる「行動」よりは「常習的行為」)によってもたらされている場合、「習慣」と呼ばれ、かかる「行動」がなじんで定着性を増すとき、習慣は「習俗」と呼ばれる。これに対して、可能性が、ただ諸個人の行為が同種の期待へ純粹目的合理的に向けられていることにより生じた場合には、その規則性は、「利害状況によって制約されたもの(利害制約的)」と呼ばれる。一方、それとは対立的に、行動の新しさが行為を方向づけているときの習慣をして「流行」(mode)と呼ぶ(S.15,)。かかる習慣化した行為の過程が、やがて相互に特定の行為を期待する過程を含むようになると、そこに「諒解」Einverständnisにもとづく共同社会行為 Gemeinschaftshandeln が成立する。この段階では、特定の行為をおこなうことに一種の拘束力が伴ってきて、習俗は「慣例」に転化する(S.187ff)。世良晃志郎訳「支配の社会学I」創文社(以下「社会学I」と略)13~4頁、訳注(-), (≡)。

(18) WuG. S.16, 清水訳50頁。また、阿閉、内藤共訳(「社会学の基礎概念」角川書店)によれば、「この格率(清水訳:原則)への事実上の方向づけが少なくともまた(したがって実際には何らかの重みをもって)——それが行為に対して拘束的なものとしてまたは模範的なものとして認められるという理由で——行なわれるときのみ、われわれはb)この秩序の「妥当」(清水訳:効力)について語ろう」とある53頁。

法は区別される。すなわち、法は、「その妥当が、遵守の強制や違反の処罰を本務とする人間の幹部の行為による肉体的或いは精神的強制によって外的に保証されている」⁽¹⁹⁾秩序であり、同じく外的保証を必要としながら、強制を任とする幹部のいない秩序「慣例」⁽²⁰⁾とは異なるのである。しかし、両者ともに、この外的な保証を「保証」するために、単なる内的な動機以上の内的バネを必要とする。それが、ここで云う「正当なる秩序の観念」=「正当性の信念」⁽²¹⁾である。

このように、単なる習慣レベルの諸行為に表われる「内的動機」に加えるに「正当性の信念」、さらには強制の可能性の「外的保証」の三段の構えの上に社会的行為の一類型としての「法」が位置づけられる。行為の可能性の分析はこれを承けて、社会的関係における意志ないしは命令が形成する可能性の類型化へと展開する。ここにおいてわれわれは、求めるべき官僚制概念「法による支配」の出発点「支配」概念へと到達する。

広義において支配は、「或る内容の命令を下した場合、特定の人々の服従が得られる可能性を指す」⁽²²⁾のであり、そのかぎりでは、漠然とした慣れから始ま

(19) WuG, S. 17. すなわち、慣例とは、「その効力が、或る特定のサークル内部における違反が比較的一般的な、実際にそれと感じられるような非難を招くという可能性によって外的に保証されている」秩序である。

(20) WuG, S.17~18, 清水訳, 54~55頁。

(21) 「秩序の正当性は、1. 純内的に、しかも(1)純感動的に、すなわち、感情的献身によって、(2)価値合理的に、すなわち、(倫理的、美的、またはいかなる他のものであれ)最後の義務的な価値の表現としての、秩序の絶対的妥当に対する信念によって、(3)宗教的に、すなわち、救済財の所有が秩序の維持に依存するということの信念によって、2. また(あるいは、単に)特殊な、外的な結果の期待によって、したがって、利害状態によって、しかし、特別な種類の期待によって、保証される」(S.17. 阿閉、内藤訳, 56~7頁, 傍点は原文ゲシュペルト)。なお、以上については、湯浅教授の分析におうことが多い。湯浅赳男著「官僚制の史的分析」御茶の水書房, 33~6頁。

(22) 命令と服従に関しては「支配」と近縁概念である「権力」と「規律」は次のように区別される。すなわち、権力とは「或る社会的関係の内部で抵抗を排してまで自己の意志を貫徹するすべての可能性を意味」するものであり、この可能性が何に基づくかは問うところではなく、社会学的には曖昧なものである。それに対して、規律は、服従にアクセントが置かれ、「或る命令を下した場合、習慣的態度によって、特定の多数者の敏速な自動的機械的な服従が得られる可能性を指す」のである。ここにあつては、批判や抵抗のない大衆的服従の慣習をも含むものとされる。S.28~9, 清水訳, 86~7頁。湯浅前掲書, 35頁参照。

って、純粹に目的合理的な考量に至るまでの従順性の種々さまざまな動機に従って、種々の「支配様式」があることになる。しかし、「真正な支配関係」の要件として、「一定最小限の服従意欲、すなわち、服従することに対する外的なまたは内的な利害関心⁽²³⁾」が要求される訳で、「正当性の信念」の在り方が須要となる⁽²⁴⁾。

ところで、支配において「いかなる種類の正当性が要求されるかに応じて、服従の種類も、この服従を保証することを任務としている行政幹部の種類も、支配の行使の性格も、根本的に異なったものになってくる。そして、それとともに、支配のおよぼす影響も、根本的にちがってくる⁽²⁵⁾」。いわば、支配の存立する形式、条件、内容は広範囲に亘ることになるが、そのなかにあつて、相互に両極的に対立する支配の二類型⁽²⁶⁾が考えられる。その一つは利害状況による（とりわけ独占的地位による）支配であり、もう一つは、権威（命令権力と服従義務）による支配である。前者は被支配者の単に自己の利害にのみしががっている・形式的には「自由な」行為に対する財産（あるいは市場価値ある技能）の力によって影響力を発揮することからする支配である。それに対して、後者の最も純粹な型は、家父長の権力・官職的権力・君主の権力であり、「権利を奪われ・一切の動機や利害関係を無視した・絶対的な服従義務に基づく⁽²⁷⁾」支配である。かかる極限概念として設定されたのが、狭義における「支配」で

(23) WuG, S.122, 世良晃志郎訳「支配の諸類型」創文社（以下「諸類型」と略）。

(24) 服従の動機に関してはヴェーバーは次のように云う。「この行政幹部が一人の（または複数の）ヘルへの服従に拘束されるのは、純粹に習俗によることもあるし、純粹に情緒的に拘束されることもあるし、物質的な利害状況によることもあるし、あるいは理念的な動機によって（価値合理的に）拘束されることもある。そしてこれらの動機いかに、支配の類型を大幅に規定することになるのである。……しかし、……（そうした場合にも一筆者）、これらの動機は、支配の信頼しうる基礎を形成しうるものではないであろう。これらの動機に、通常は、もう一つ別の要素、すなわち正当性の信仰（Legitimitätsglaube）がつけ加っているのである」（傍点：原文ゲシュペルト）と（S.122, 「諸類型」4頁）。

(25) WuG, S.22, 「諸類型」4～5頁。

(26) WuG, S.542, 「社会学I」6頁, 同じく10～11頁でも繰返される。

(27) WuG, S.542, 「社会学I」6頁, ただし, 傍点部分 [in Anspruch genommene] は邦訳では欠如。

あり、それは「権威をもった命令権力」と同義である。そこでは、服従者の行為は次のように経過する。「すなわち、服従者が、命令の内容を、——それが命令であるということ自体の故に、しかももっぱら形式的な服従関係だけの故に、命令自体の価値または非価値についての自己の見解を顧慮することなく——、自己の格率(Maxime)としたかのごとくに、彼の行為が経過するという⁽²⁸⁾ことである。」(傍点：原文ゲシュペルト)

かかる「支配」と「服従」の関係を前提として、次に、「官僚制」の論理に移ろう。周知のようにヴェーバーは、正当的支配の純粹型として(1)合法的支配、(2)伝統的支配、(3)カリスマ的支配の三つを挙げる。合法的支配とは、「制定された諸秩序の合法性(Regalität)と、これらの秩序によって支配の行使の任務を与えられた者の命令権の合法性とに対する、信仰にもとづいたもの⁽²⁹⁾」である。それは、制定規則(Satzung)による支配であって、その最も純粹な型が、官僚制的支配である。それは、行政の特殊近代的な形式であり、「官僚制的行政幹

(28) WuG, S.123, 原著補注4, 「諸類型」7頁。

因みに、この「服従」概念レベルでの「支配」概念を求めれば、次のような事態を意味するものとされる。すなわち、「一人または数人の『支配者』の表示された意思(「命令」)が、他の(一人または数人の「被支配者」の)行動に影響をおよぼそうとし、また事実、この行動が、社会的にみて著しい程度に、あたかも被支配者がこの命令の内容を、それが命令であるということ自体の故に、自分たちの行動の格率としたかのごとくに、おこなわれる(「服従」)というほどに、影響をおよぼしているという事態である」(WuG, S.544, 「社会学I」11頁)。この定義においては、「服従」概念が核として全面的に取込まれていることを知る。「……かのごとくに」なる表現を用いることが不可避的である理由について、ヴェーバーは概略次のように解説する。すなわち、(1)われわれの目的にとっては、命令が事実上遵守されるという・単に外的な結果だけでは十分でないからである。けだし、命令が「通用力ある」規範として受けとられるということが、われわれにとってはゆるがせにできないことである。(2)命令から遵守に至るまでの因果連鎖は、極めて種々さまざまな外観を呈しうるからである。(i) 心理学的には、一つの命令が、a) 「感情移入」によって、b) 「暗示」によって、c) 合理的な「説得」によって、あるいはこれらの組合せによって、一人の人間から他の人間へと影響を及ぼす。(ii) 具体的な動機にあっても、命令は、a) その正当性に対する自己の確信からして、b) 義務感情からして、c) 恐怖からして、d) 「無反省な慣れ」からして、e) 自分の利益をはかるために、遂行される、と場合々々を挙げる。しかし、社会的にはこれらの相違は重要ではなく、「支配の妥当」が根本であることを付け加えることを忘れない(WuG, S.544~5, 「社会学I」11頁)。

(29) WuG, S. 124, 「諸類型」10頁。

部を伴う合法的支配」とも云う。合法的支配は、次の五つの相互に関連しあう諸観念の妥当にもとづく。すなわち、

1 任意の法が、協定 (Paktierung) または指令 (Oktroyierung)⁽³⁰⁾ によって、合理的な——目的合理的または価値合理的な (あるいはその双方の) ——志向をもって、また次のような要求を掲げて、制定されうるという観念。すなわち、少なくとも当該団体の成員によってそれが遵守され、また通常は、さらにその団体の勢力圏 (領域団体の場合にはその領域) 内で、その団体秩序によって重要であると宣言された一定の社会関係に入り・またはそこで社会的に行為するひとびとによっても、遵守されるべきであるという要求である。——

2 すべての法は、その本質上、抽象的な・通常は意図的に制定された諸規則の体系であり、司法は、これらの諸規則の個々のケースへの適用であり、行政は、団体秩序によって予定された利益を、法規則の限界内で、また一般的な形で示されうるような諸原理——団体秩序において是認されており、あるいは少なくとも非認されていないような諸原理——にしたがって、育成することであるという観念。——

3 したがって、合理的に典型的な合法的ヘル、すなわち「上司」は、彼が指令を発する——したがって命令する——場合、彼自身もまた非人格的な秩序に服従しており、彼はその指令をこの非人格的な秩序に準拠させているのだという観念。——

4 服従者は、——よく使われる言い方にしたがえば——仲間 (Genosse) としてのみ、また「法」に対してのみ服従するのだという観念。

5 3の点に照応して、団体仲間は、彼らがヘルに服従することによって、ヘルの人格 (Person) に服従しているのではなく、右の非人格的な秩序に服従しているものであり、したがって、この非人格的秩序によってヘルに与えられた・合理的に限界づけられた・ザッハリッヒな管轄権の範囲内においてのみ、服従の義務を負うのだ、という観念。⁽³¹⁾ [続く]

(30) WuG, S. 27, 清水訳, 81~2頁, および「諸類型」18頁訳注(一)参照。

(31) WuG, SS. 124~5, 「諸類型」13~4頁。